

防二重
止・国
解籍消の

これまでには、原則として生まれた時に父が日本人でなければ、その子は日本人になれなかつたのですが、昭和六年一月一日からは、生まれた時に父の一方が日本人であれば、その子は日本人になります。

国籍の留保制度の適用範囲の拡大

この制度によれば、二重国籍者は、原則として二十二才になるまでに日本の国籍か外国の国籍のいずれかを選択しなければなりません。日本との国籍を選択するには、外国の国籍を離脱するか、又は「日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する」旨の選択の宣言を村長に届け出ることによってします。外国の国籍を選択するには、日本の国

二、国籍の選択制度の新設 この制度によれば、二 なります)

どによつてします。
また、法律に定められた
国籍選択の期限を過ぎても
選択をしないでいる、生
務大臣から催告され、一か
月以内に選択をしないと自
動的に日本の国籍を失うと
となります。

を同一にして、三年以上に居住していること（結

——届出による国籍の取得——

父母両系主義は、昭和六十年一月一日以降に生まれた子に適用されますが、この日より前に生まれた子には適用されません。けれども、国際結婚をした日本人女性の子で、改正法施行の日に二十才未満であるものについては、一定の条件の下で、施行後三年間に限り、法務大臣に届け出ることによって日本の国籍を取得することができます。

——外国人との結婚による氏の変更——

外国人と結婚しても、結婚した日本人の氏が変わらないのは、これまでと同じですが、改正法は、その人が希望するときは、結婚の日から六ヶ月以内に村長に届出をすることによって外国人配偶者と同じ氏を名のることができます。

詳しいことは、新潟地方法務局にお尋ね下さい。

○二五二(一一) 一五六一

人の氏の変更

六十た子日よ用さ結で、未満一定年間するこ取得す。
ハ一力法結婚しないすが、すするか月同じこと同じこと

「国籍法」と「戸籍法」の一部が改正されました

昭和60年1月1日
施 行

3	2	1
まがり角、とまる習慣、待つしつけ	とひ出しほはくも車も、どっこん	シートベルト、いつも乗るたび、乗せるたび

運動の重点

運動の重點



冬は、雪や寒さのため、道路や交通の環境が夏場とすこり変わってしまいます。交通事故が発生しやすくなります。

ドライバーも歩行者も、「安全運転・安全歩行の習慣をしつかり身につけるとともに、「お互いに相手の立場を尊重する」「ゆとりと思いやりの心」をもつて冬の交通事故を防止しましょ

12月11日～1月10日

冬の交通事故防止運動

割賦販売法が改正されました

割賦販売法が改正され十二月一日から施行されました。今回の改正により一段と消費者保護が図られました。そこで主な改正点は次のとおりです。

一、法の適用範囲が拡大されました。

(1)個品割賦購入あっせん今までの割賦購入あっせんは、信販会社が発行する

(3) 指定商品の追加
従来の指定商品は、耐久性のあるものが主な条件で消耗品の健康食品、コンドーム化粧品、印章が追加されました。

わけではありません。消費者一人一人が契約書をよく読んで内容を確めてから契約することが最も大切なことではないでしょうか。

尚、不明な点、もっと詳しいことをお知りになりたい方は、県消費生活センター（〇二五二一六七一四一九六）か役場産業課へお問合せください。

クレジットカードにより加盟店から商品を購入する方式でしたが、今回、個品割賦購入あっせん方式が追加されました。これはカードを使わないで個々契約ごとに信販会社が消費者に代わって販売会社に立替払をする方式のことをいいます。

(2) リボルビング方式

月賦百貨店などが発行するカードで毎月の借入残高が10万円とか20万円という一定の限度額までならいくつもの商品を買うことがで、き、その支払いは毎月一定額を支払っていくので、消費者が商品をつづきに買うと一定額の支払いが続くという回転(リボルビング)形態になるものをい

金を支払わなければいけないから、なんですが、改正により「販売業者に対し有する抗弁をもって対抗しうる」とことなり、信販会社に対しても支払拒否ができることになります。ただし、総合・個品割賦あっせんの場合は4万円、リボルビング方式の割賦購入あっせんの場合3万8千円未満の取引は適用されません。

三、クリーニングオフ期間が延長されました。

訪問販売で商品を購入した場合無条件で解約できる制度のことをいいますが、この期間が四日間から七日間に延長されました。

割賦販売法の改正の主な内容は以上のことおりですが、これによって割賦販売をめぐる